平成２１年（フ）第５６９号
青森市金沢３丁目２番32号　ノースヴィラB―201
債務者　棟方　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８５号
横浜市中区上野町２丁目74番地４　アヴニール山手403号室
債務者　神村　尚史
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７２号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸１丁目４番53号
債務者　吉野　力男
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７号
山口県下松市美里町３丁目14番１号
債務者　斉藤　君恵
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２１７号
山口県周南市江の宮町７番14―201号
債務者　村木　聖子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２２０号
山口県周南市岐南町９番25号
債務者　長野　和子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２２１号
山口県周南市大字大河内2256番地の６
債務者　蔵重浩一郎
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９４号
秋田県横手市十文字町字上佐吉開37番地１　旭住宅６－１号
債務者　山本　正幸
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１９５号
秋田県湯沢市相川字外ノ目50番地１
債務者　高橋　繁美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５４４号
静岡県浜松市南区東若林町1555番地の18
債務者　新村　晃平
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５４６号
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目22番４号
債務者　清水ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
静岡県浜松市中区幸１丁目９番１号　リバティヒル幸A101、前住所静岡県浜松市中区幸５丁目５番15号
債務者　倉橋　正人
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３５０号
横浜市南区浦舟町１丁目７番地
債務者　岩田美栄子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７号
石川県輪島市小伊勢町大蛇４番地２、従前の住所石川県輪島市山本町広野前１番地12
債務者　湊口　　治
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午前10時
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第４１３号
静岡県島田市稲荷２丁目21番33号
債務者　黒木　照美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７８号
静岡市葵区北1353番地の21
債務者　岡村　章司
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時20分
静岡地方裁判所民事第２部